

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応選抜

第1日程募集要項

福島県立郡山萌世高等学校
〒963-8002 福島県郡山市駅前二丁目11番1号
電話 024-932-1767

1 募集定員

それぞれのコースの募集定員の3%とする。ただし、募集定員の外枠とする。

定時制の課程 普通科

昼間主コース 3名

夜間主コース 1名

2 出願資格

出願できる者は、本校の前期選抜及び追検査等において、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
なお、出願にあたっては、中学校長は事前に本校校長に連絡する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 出願期間

令和5年3月16日（木）から3月17日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

郵送により出願する場合（県外等）は、速達・書留とし、返信用封筒（返信先の住所、氏名等を明記した長形3号封筒に779円分の切手を貼付すること）を同封の上、令和5年3月17日（金）正午までに必着とする。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願（様式共通14号）
追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由及び志願する学科・コースを記入する。
志願する学科・コースは、入学願書に記入した学科・コースのうち、いずれか一つとする。
ただし、一般選抜における第二志望の学科・コースを除く。
なお、一般選抜においてのみ、異なるコースを第二志望とすることができる。

6 調査書

調査書は前期選抜で提出されたものを使用する。

7 願書受付

本校校長は受験資格を認めた者に対して「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証」（様式特例1号）を交付する。

なお、受験番号は、前期選抜の受験票に付した番号とし、当該受験票を利用する。

8 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色やコースの特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、外国語（英語））を含む。

面接については、学習活動の成果を問う内容については点数化し、100 点満点とする。それ以外は段階評価する。

(3) 作文

作文を実施する。

あるテーマについて、400 字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。

作文については、点数化し、100 点満点とする。

(4) 選抜資料の満点

全体の満点は、335 点とする。

9 面接・作文の日時、会場及び受験上の注意

(1) 日 時 令和 5 年 3 月 23 日（木） 午前 9 時開始

(2) 日 程

7:50 8:10 8:30 9:00 9:40 10:00

受付	点呼 諸注意	入場	作文 【40 分】	休憩	面接
----	-----------	----	--------------	----	----

(3) 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

(4) 受験上の注意

- ① 志願者は午前 8 時 10 分までに受付を済ませること。
- ② 受験票と「新型コロナウイルス感染症対応選抜第 1 日程受験許可証」（様式特例 1 号）を当日忘れずに持参し、受付に提示すること。
- ③ 次のものを持参すること。
鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
上ばきは、持参する必要はない。
- ④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類及び検査の趣旨に反するものについては、検査会場への持ち込みをしないこと。（持ち込んだ場合は、一時預かる。）
- ⑤ 面接待機時間に、本を読むことは差し支えない。また、面接時間は、受験前日までに在学（出身）中学校に連絡するとともに、当日本校にて連絡する。午後の場合は、昼食を持参すること。

10 合格者発表

(1) 令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 3 時以降に、本校において発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 その他

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程において不合格とされた者及び第1日程を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程に出願することができる。

※ 本校の入学選抜事務での氏名等については、外字を用いず、コンピュータ等で一般に使用されるものを用いますのでご了承ください。